

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例

平成 20 年 2 月 15 日

条例第 3 号

改正 平成 27 年 2 月 16 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）に基づく後期高齢者医療事業の適正かつ円滑な運営に資するため、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算（以下「特別会計予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 保険給付のための財源に充てるとき。
- (2) 法第 116 条第 4 項の規定による財政安定化基金拠出金及び法第 117 条第 3 項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金の納付のための財源に充てるとき。
- (3) 法第 116 条第 1 項第 2 号に規定する事業により財政安定化基金からの借入金を繰り上げて償還するための財源に充てるとき。
- (4) 保健事業のための財源に充てるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認めた保険料を充てるべき後期高齢者医療制度の経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。